

根拠法令	浄化槽法	担当課 担当係	水・大気環境課水環境係 0742-27-8737
制度の概要	浄化槽の設置、保守点検及び清掃等についての規制等により、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図る。		
目的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する		
対象地域	県内全域		
規制内容	設置時 ○ 保健環境研究センター等に設置の届出が必要 ○ 県登録業者への工事の委託が必要 ○ 奈良県環境保全協会に法定検査(7条)の申込が必要 使用開始時 ○ 使用開始前の保守点検が必要 実施には県登録業者への委託が必要 ○ 保健環境研究センター等に使用開始の報告が必要 ○ (使用開始後3月を経過した日から5月間に)法定検査(7条)の受検が必要 維持管理時 ○ 保守点検 概ね、年3～12回点検が必要(回数は処理対象人数や処理方式により異なる) 実施には、県登録業者に委託が必要 ○ 清掃 年1回以上清掃が必要(全ばっ気方式の単独処理浄化槽にあっては年2回以上) 実施には、市町村の許可を受けた業者に委託が必要 ○ 法定検査(11条) 年1回受検が必要 実施には、奈良県環境保全協会への申し込みが必要 休止・使用再開時 (使用を休止する場合の応じた手続き) ○ 休止時の清掃が必要。 実施には、清掃業者(市町村許可業者)に委託が必要 ○ 休止時は、保健環境研究センター等に届出が必要。 ○ 休止後の使用再開時は、保健環境研究センター等に届出が必要 廃止時 ○ 保健環境研究センター等に廃止の届出が必要		

< 手続のフロー図 >

